

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	日本のアジア拠点化のための税制措置	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） わが国の持続的成長を実現すべく、グローバル企業の高付加価値拠点を日本国内に呼び込んで維持・強化するため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対して、法人税負担の減少等のインセンティブを付与する。</p> <p>・ 特例措置の内容 わが国の持続的成長を実現するため、グローバル企業の高付加価値拠点を日本国内に呼び込んで維持・強化するため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対して、法人税負担の減少が認められた場合、法人住民税（法人税割り）、法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号 </div>	
減収見込額	(平年度) ▲823百万円	
要望理由	<p>(1) 政策目的 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、グローバル企業の海外流出が進む中で、大胆な税制インセンティブを付与することにより、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ、高付加価値機能の国内集積、高度外国人材の呼び込み、国内雇用創出等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 諸外国の産業政策・企業誘致策の積極化等により、日本の立地競争力低下が進み、グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出しており、日本の事業環境の魅力の向上は喫緊の課題。その際、日本の強みを生かし、高付加価値を創出するアジア統括機能や、研究開発機能を有した拠点の立地を促進することが重要。そのためには、法人実効税率の一律引下げに加え、それらの拠点機能を日本国内に呼び込んで維持・強化するために、グローバル企業が最も重視する税制の支援措置を整備することが不可欠。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策 12 貿易投資促進
	政策の達成目標	グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	海外企業の高付加価値機能を有する拠点の立地の増加
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	年間30件の高付加価値拠点の増加を見込む。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本への企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールが20%前後の法人税率に加え、戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中、日本への高付加価値拠点の立地を促進するためには、それらに比肩する大胆な税制インセンティブが必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「アジア拠点化促進高付加価値拠点立地推進事業費補助金（20億円）」として、高付加価値拠点の国内立地を支援するための補助金を要望。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助金は単年度措置であるため、ビジネスを始めるにあたって、短期的なインセンティブとなり得ても、安定的なビジネス展開を行う意思がある企業にとっては、中長期的な優遇が保証されている税制の措置が効果的。また、補助金は、拠点立地に係る初期投資に対する措置として有効であり、法人税負担減少を中心とした税制措置は、継続的に収益が上がる段階に対して有効。
	要望の措置の妥当性	グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり、税制優遇措置は必須。 また、韓国、シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では、税制優遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比肩するインセンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	